

令和8年6月8日

令和8年第2回神奈川県議会定例会

産業労働常任委員会資料

(令和8年6月8日付託分)

産業労働局

議案（条例その他）

I	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金返還請求訴訟の判決に対する控訴の概要	1
---	---------------------------------------	---

I 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金返還請求訴訟の判決に対する控訴の概要

1 要旨

県は、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「協力金」という。）第3弾から第17弾までを交付した横浜市内にある店舗について、交付要件を満たしていなかったとして、令和5年9月1日、当該店舗に係る協力金を申請した者を被告とする協力金の返還を求める訴えを提起し、令和8年5月29日、判決（県の請求を棄却）の言渡しがあった。

この判決は事実の誤認及び法律判断に誤りがあるものと認められるので控訴したく、提案するものである。

2 事案の概要

被告は、横浜市内の飲食店を営む個人事業主として協力金の申請をした名義人である。協力金の対象となるのは、食品衛生法第55条（改正前の食品衛生法は第52条1項）の規定による飲食店又は喫茶店営業の許可を受け、営業を行う施設であるところ、県の要請に応じて時短営業等に協力したとして、被告名義で協力金の第3弾から第17弾まで申請があり、被告はその交付を受けた。

しかし、被告からなされた第18弾の申請に際し、県が調査したところ、県としては、2階にある当該申請に係る店舗は、同建物の1階で被告の親族が経営する店舗の一部であり、独立した店舗ではないと認め、交付要件を満たさないと判断し、第18弾について不交付とした。あわせて、第3弾から第17弾までの交付を取り消し、1,404万円の返還を求めた。その後、県が再三返還の催告を行ったにもかかわらず被告が返還を行わなかったため、令和5年8月31日付けで、県が支払督促を申し立てたところ、同年9月11日に被告から督促異議の申立てがあり、民事訴訟に移行した。

3 第一審（横浜地方裁判所）の概要

- (1) 提訴年月日 令和5年9月1日
- (2) 原告 神奈川県
- (3) 被告 協力金の申請者
- (4) 請求内容

被告は、原告に対し、1,404万円及びこれに対する令和5年1月5日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

(5) 判決の概要

ア 判決の言渡し日 令和8年5月29日

イ 判決の主文

- (ア) 原告の請求を棄却する。
- (イ) 訴訟費用は原告の負担とする。

ウ 裁判所の判断（主な論点の概要）

店舗の独立性について、原告が各要綱を定めるにあたり、具体的かつ明確な基準等を定めていなかったことから、店舗の構造、店舗ごとの管理者・従業員の有無、店舗ごとの仕入れ、支払、売上、決算書・申告書の作成、提出などの事実から総合的に判断するのが相当である。その上で、事業主体を同一とする店舗の独立性の判断が問題となる場合、特に店舗の構造や、店舗ごとの管理者・従業員の有無といった点を重視すべきである。

協力金の申請に係る店舗（2階）と被告の親族が経営する店舗（1階）では、店舗の構造等も明確に分かれ、店舗で提供される料理や飲料の種類が異なっている等、協力金の申請に係る店舗について、独立した営業実態がなかったとまで評価できるものではない。

4 控訴期限

令和8年6月12日